

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年3月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番林 哲秀議員、12番下方繁孝議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会運営委員長、お願いします。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

議会運営委員会は令和5年2月24日に開会し、令和5年3月定例会の日程を本日から3月17日までの17日間と決定しましたので報告します。以上です。

○議長（林 健児君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から3月17日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号から日程第13、議案第11号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第1号大治町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

大治町個人情報の保護に関する法律の施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たに個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるためでございます。

議案第2号大治町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例について。

大治町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町個人情報の保護に関する法律施行条例及び大治町議会の個人情報の保護に関する条例の制定並びに大治町個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第3号大治町職員定数条例の一部を改正する条例について。

大治町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、令和5年度からの組織改編及び定年延長を踏まえた職員定数の変更を行うためでございます。

議案第4号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、職員が東京都特別区に在勤することに伴い、地域手当支給割合を改定するためでございます。

議案第5号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、常勤職員の給料表の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の報酬表を改定するためでございます。

議案第6号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国民健康保険税の算定における資産割額を廃止し、所得割額の税率を改正するためでございます。

議案第7号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第8号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第9号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第10号大治町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について。

大治町子ども医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、子ども医療費の支給対象年齢を拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るためでございます。

議案第11号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年3月1

日提出、大治町長。

この案を提出するのは、出産育児一時金の額を引き上げ、出産に要する経済的負担の軽減を図るためでございます。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第14、議案第12号から日程21、議案第19号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第12号令和4年度大治町一般会計補正予算（第11号）。

令和4年度大治町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8653万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1056万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。令和5年3月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、内閣府地方分権改革推進室への行政実務研修員の派遣に要する経費として、普通旅費を23万円、住居借上料を65万円計上し、普通交付税の追加交付に伴い、財政調整基金積立金を8546万6000円増額し、民生費において、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金を300万円減額するものでございます。

歳入におきましては、個人町民税を9000万円、固定資産税を3478万5000円、町たばこ税を3400万円、普通交付税を8546万6000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金を371万3000円増額し、財政調整基金繰入金を1億6024万8000円減額するものでございます。

また、継続費及び債務負担行為の補正を行うものでございます。

議案第13号令和4年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度大治町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1268万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8962万2000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ405万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1580万8000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年3月1日提出、大治町長。

今回の補正の保険事業勘定における主な内容は、歳入につきまして、交付決定等に伴い国庫支出金を1550万3000円、支払基金交付金を1880万1000円、県支出金を962万円及び繰入金を587万9000円減額するものでございます。

歳出につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の減額等に伴い保険給付費を2400万円減額し、保険料の剰余金である繰越金を介護給付費準備基金に積み立てるため、基金積立金を3668万2000円増額するものでございます。

介護サービス事業勘定におきましては、歳入については、地域密着型介護サービス費収入、介護予防・日常生活支援総合事業費収入、自己負担金収入の減額に伴い、介護サービス事業準備基金繰入金を増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を379万7000円、サービス事業費を26万円減額するものでございます。

議案第14号令和5年度大治町一般会計予算。

令和5年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100億6400万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5000万円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年3月1日提出、大治町長。

令和5年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して5億700万円増の総額100億6400万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において、電子計算業務費3億9512万4000円を初めとして14億455万8000円、民生費において、障害者自立支援給付費5億6053万4000円、福祉医療費7億5239万1000円、保育所運営費9億2603万5000円を初めとして46億4721万5000円、衛生費において、感染症対策事業費1億275万1000円、塵芥処理事業費4億1297万6000円を初めとして9億6956万2000円、土木費において、道路維持管理費8921万4000円、河川維持管理費4310万円、砂子防災公園整備事業費9147万8000円を初めとして8億2224万8000円、消防費において、海部東部消防組合負担金3億3541万8000円を初めとして4億5287万3000円、教育費において、小学校費2億5174万7000円、中学校費1億4016万7000円、スポーツセンター管理運営費8118万5000円を初めとして9億5327万5000円、公債費として元利償還金5億9601万8000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として41億394万1000円、地方消費税交付金7億4000万円、地方交付税10億7620万円、国庫支出金として16億2163万1000円、県支出金として9億5503万3000円、町債2億1960万円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第15号令和5年度大治町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億3945万4000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年3月1日提出、大治町長。

令和5年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して5186万7000円増の総額28億3945万4000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費として18億6290万7000円、国民健康保険事業費納付金として9億3597万8000円、保健事業費として2132万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国民健康保険税として6億4087万2000円、県支出金として18億8150万8000円、繰入金として2億6670万3000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第16号令和5年度大治町土地取得特別会計予算。

令和5年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1551万1000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和5年3月1日提出、大治町長。

令和5年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して1543万5000円増の総額1551万1000円とするものでございます。

この会計では、普通財産の売払収入と土地開発基金への積み立てに要する経費を計上するものでございます。

議案第17号令和5年度大治町介護保険特別会計予算。

令和5年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5918万2000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62万4000円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分

及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和5年3月1日提出、大治町長。

令和5年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して1億2306万2000円増の19億5918万2000円とし、介護サービス事業勘定については、予算総額を前年度当初予算と比較して1786万9000円減の62万4000円とするものでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、保険給付費につきまして、本年度における対象サービス量を見込み、介護サービス等諸費として17億1578万1000円、介護予防・生活支援サービス事業費として6720万円、地域包括支援センター運営事業費として2558万9000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、保険料として4億5680万9000円、国庫支出金として3億5432万1000円、支払基金交付金として5億774万7000円、県支出金として2億7741万8000円、繰入金として3億6282万1000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定における歳出の主な内容は、介護サービス事業準備基金利子積立金として1,000円、介護サービス事業準備基金剰余金積立金として62万3000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの財源といたしまして、サービス収入として62万2000円、財産収入として1,000円、繰越金として1,000円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第18号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5591万4000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳

出予算による。令和5年3月1日提出、大治町長。

令和5年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して3324万5000円増の総額7億5591万4000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として4億4392万5000円、療養給付費負担金として2億7202万8000円、広域連合事務費負担金として1290万円、保健事業費の個別健康診査等事業委託料として2137万8000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、後期高齢者医療保険料として3億7492万3000円、一般会計繰入金として3億6273万4000円をそれぞれ計上するものでございます。

議案第19号令和5年度大治町下水道事業会計予算。

第1条、令和5年度大治町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第3条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定める。

収入、第1款、下水道事業収益3億4830万7000円。支出、第1款、下水道事業費用3億1492万2000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款、資本的収入4億6626万5000円。支出、第1款、資本的支出、5億7201万6000円。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

第6条、一時借入金の限度額は5000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費5079万2000円。

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5113万7000円である。令和5年3月1日提出、大治町長。

下水道事業会計の予算は、支出の主な内容は、管きょ整備工事費として2億2899万5000円、日光川下流域下水道事業建設負担金として818万4000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として1億3140万円、他会計負担金として1億4086万3000円、他会計補助金として5113万7000円、企業債として3億560万円をそれぞれ計上するものでございます。

○議長（林 健児君）

日程第22、発委第1号大治町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（下方繁孝君）

発委第1号大治町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

大治町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和5年3月1日、議会運営委員会委員長。

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、大治町議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定める必要があるためです。以上、提案します。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は、委員会に付託しないことに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。発委第1号大治町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、反対します。

国は個人情報保護法を改正し、個人情報を保護する措置をしながらも、民間事業者に個人情報を提供することができるようにします。私はこの法律改正に強く反対する立場です。よって、この条例改正にも反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。大治町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正されました。それまで国や地方公共団体などが別々の法令で保護していたものが個人情報保護法に統一されましたが、地方議会は対象外となっております。そこで、議会における個人情報保護も町と同じようにする必要があり、議会独自の個人情報保護条例を制定するものであり、この条例の制定に賛成します。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第23、請願第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とします。

この請願については、先にお手元に配付した請願文書表のとおりです。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、請願に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第24、海部地区急病診療所組合議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は1名で議会議員の中から選出をするものです。任期は令和5年4月1日から2年です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

海部地区急病診療所組合議員に後藤田麻美子議員を指名します。

お諮りします。

後藤田麻美子議員を海部地区急病診療所組合議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました後藤田麻美子議員が海部地区急病診療所組合議員に当選されました。

ただいま海部地区急病診療所組合議員に当選されました後藤田麻美子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。ありがとうございます。しっかりと頑張ってまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（林 健児君）

おめでとうございます。

日程第25、海部東部消防組合議会議員の選挙を行います。

本町の選出議員数は2名で議会議員の中から選出をするものです。任期は令和5年4月1日から2年です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

海部東部消防組合議会議員に若山照洋議員、三輪明広議員を指名します。

お諮りします。

若山照洋議員、三輪明広議員を海部東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました若山照洋議員、三輪明広議員が海部東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま海部東部消防組合議会議員に当選されました若山照洋議員、三輪明広議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。

まず初めに若山照洋議員、お願いします。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山照洋議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。御指名いただきありがとうございます。引き続き、三輪議員とともに一生懸命務めさせていただきますのでどうぞよろしくをお願いします。

○議長（林 健児君）

おめでとうございます。

続いて、三輪明広議員、どうぞ。

○5番（三輪明広君）

議長。

○議長（林 健児君）

5番三輪明広議員。

○5番（三輪明広君）

5番三輪明広です。ただいま御指名をいただきましてありがとうございます。一生懸命頑張っていきますのでどうぞよろしくお願いたします。

○議長（林 健児君）

おめでとうございます。

日程第26、議員派遣についてを議題とします。

本件については、お手元に配付いたしました表に基づき、1の内容について議員を派遣しましたので御報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 散会